

第1章 震災対策編

第1節 災害時即応体制の確立

～役割の実行性の担保・持続可能な体制～

1 計画の目的

災害発生後、直ちに誰もが率先して災害応急対策活動が自発的に実施できるよう、平常時から区役所の役割と区民の役割や活動内容を明確にします。

また、数多くある災害応急対策活動内容から、区役所や区民ごとに必ず実施する必要のある項目をしぼりこむことにより、それらの活動の実行性を高めます。

災害応急対策活動には持続性が必要とされる項目もあることから、区役所、区民ごとにそれらの活動が持続可能な体制を確立します。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 自主防災組織の確立 ～防災から減災へ～ 地域の避難所開設・運営訓練、防災訓練や学習会などを通じて、地域における災害応急対策活動や役割を決めておきましょう。</p> <p>(1) 平時の自主防災組織の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災組織への参加者呼びかけ ②防災知識の普及・啓発活動 ③ガス器具や可燃物などの点検 ④危険箇所などの把握と防災マップの作成 ⑤災害時の活動に備えての訓練の実施 ⑥防災資器材等の確保 ⑦地区防災計画の作成 <p>(2) 地域災害対策本部と役割例</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部長 地域本部の総括 <input type="checkbox"/> 副本部長 本部長の補佐 ①総務班 組織全体の庶務 ②情報班 地域全体の情報収集・伝達 区役所等との情報伝達 ③避難誘導班 避難者数の把握、誘導 ④消火班 可搬式ポンプの管理・活用 ⑤救護班 負傷者の救出・救護・搬送 <p>(3) 町会災害本部の組織（町会）と役割例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消火班 出火防止対策、初期消火 ②救助班 救出・救護活動 ③避難誘導班 安全な経路の確保・ 災害時避難所までの誘導 ④安否確認班 町会・班単位の安否確認 	<p>1 災害対策本部体制の確立 区役所では、開庁時間内に災害が発生した場合は、次の班編成で災害応急対策活動を実施します。</p> <p style="text-align: center;">区災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 庶務班 区災害対策本部の運営 各班の連絡統制 被害情報の収集 (2) 救助班 被災者の応急救助 救援物資の調達保管・ 配給 (3) 避難収容班 避難誘導、収容状況把握 避難所の安全確認等 (4) 調査班 被害状況の調査 (5) 保健福祉班 医療防疫 環境・食品衛生 区医師会との連絡調整等 (避難行動要支援者の状況調査) (6) 安置所管理班 遺体安置所の設置・管理 (7) ボランティア連絡班 ボランティア活動に関すること (8) 消防班 消防に関すること 被災者の救急・救助 地域防災リーダーの 技術向上訓練の実施 (9) 協力隊 自主防災組織等 (10) 関係機関 淀川警察署、淀川区医師会 関西電力、大阪ガス NTT 西日本

2 避難所開設・運営組織の形成

地域の避難所開設・運営訓練などを通じて、避難所開設・運営組織を形成し、地域の避難所運営方法や役割を決めておきましょう。



(1) 事前の準備

- ① 避難所の配置図を作成する
- ② 各施設等の開設と運営要領の作成
- ③ 避難所運営委員会の設置
- ④ 避難所開設訓練の実施

(2) 避難所運営委員会の役割例

- リーダー 避難所を総括
- サブリーダー 施設管理者や区役所等との連絡調整
組織内の連絡調整・指揮
- 総務部 区役所からの情報収集
避難者への情報提供
人的応援の要請
- 管理部 避難者の把握、リスト作成
避難者等の出入所管理
避難スペースの配分・誘導
避難所施設の管理全般
避難所内の衛生管理
- 救護部 応急救護所の確保
初期治療
傷病者の救護・把握
避難行動要支援者への対応
- 食糧部 飲料水の確保
炊き出しと配給
- 物資部 救援物資・調達物資の集約及び避難者への配給

* 避難所の運営は長期にわたる場合もあるため、持続性を保つため、交代要員も考えておく必要があります。

2 緊急区本部員・直近参集職員の任命

勤務時間外に災害が発生した場合、30分以内に区役所に参集する職員（緊急区本部員・直近参集者職員）を任命します。

3 3班体制の編成

持続的かつ継続的に災害応急対策活動を実施するため災害対策本部体制を3班編成の3交代制に編成します。



4 淀川区地域防災リーダーの編成

地域住民が連帯・協働して、地震・風水害等の災害による被害を未然に防止し、もしくは被害を軽減するため、地域における防災活動に指導的な役割を担うことを目的として、淀川区地域防災リーダーを組織します。

淀川消防署と協力して、淀川区地域防災リーダーの目的達成のために必要な研修を年1回以上実施します。

3 淀川区地域防災リーダーの役割

各地域における災害時の役割を決めておき、研修会や地域の防災訓練等を通じて、知識・技術の向上に努めましょう。

また、地域住民への正しい防災知識の普及に努めましょう。

- 隊長 各地域の防災リーダーの指揮・総括
- 副隊長 隊長の補佐
- 情報班 避難・被害状況等の収集
地域災害対策本部との連絡
- 初期消火班 火が小さいうちに消火器・水バケツ・可搬式ポンプ等を用いて初期消火
- 救出・救護班 可能な救出活動の実施
救出者・けが人等の搬送
- 避難誘導班 安全な避難経路の確保
避難場所の指示・誘導
- 給食・給水班 飲料水・食糧の確保

大規模災害時など、地域災害対策本部が立ち上がった場合の役割について、各地域で決めておきましょう。

4 家族で役割分担

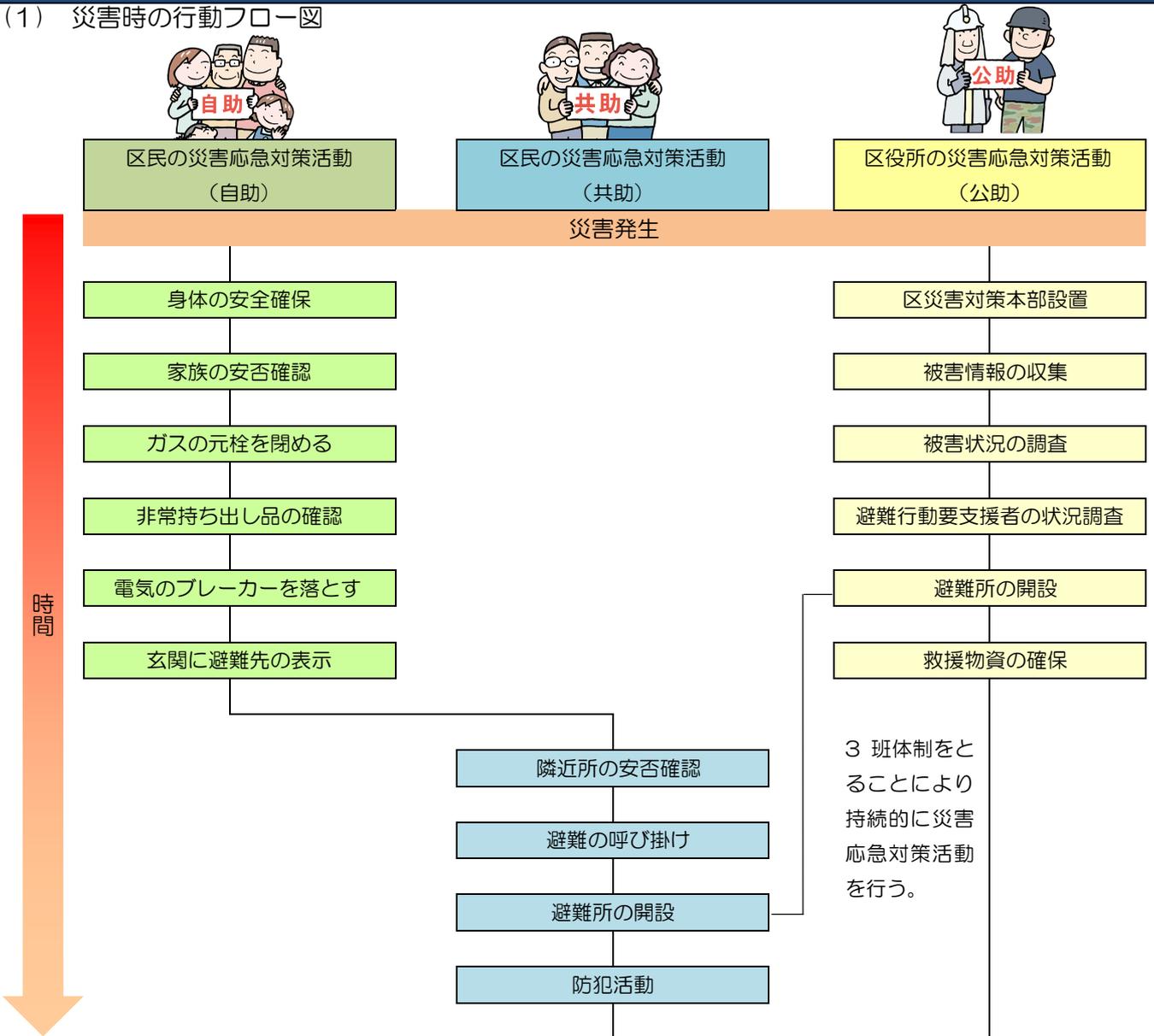
- (1) 非常持ち出し品、非常備蓄品（7日分）を普段から確認しておきましょう。
- (2) 家族で災害時の役割を決めておきましょう。



- 家族の安否を確認する
安否確認手段も確認しておきましょう
- 火を消す・ガスの元栓を閉める
- 電気器具のコンセントを抜く
- テレビやラジオで情報を確認する
- 扉を開けるなど、出入り口を確保する
- 非常持ち出し品を確認する
- プレーカーを落とす

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

(1) 災害時の行動フロー図



(2) 災害時の行動確認

区民の災害応急対策活動(自助・共助)	区役所の災害応急対策活動(公助)
<p>1 自助（個人・家族の災害応急対策活動）</p> <p>(1) 個人や家族で身体的安全確保や安否確認を行います。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体的安全確保 <input type="checkbox"/> 家族の安否確認 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉める <input type="checkbox"/> 電気のブレーカーを落とす <input type="checkbox"/> 非常持ち出し品の確認 <input type="checkbox"/> 玄関に避難先の表示 	<p>1 災害対策本部の設置</p> <p>災害発生の恐れがある場合や災害発生後、直ちに、区内の災害応急対策活動を組織的に行うため、区災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害情報の収集 区災害対策本部で被害情報を収集、整理します。 (2) 被害状況の調査 職員を現地派遣させ、被害状況を調査します。 (3) 避難行動要支援者の状況調査 避難行動要支援名簿をもとに、現地の避難行動要支援者の安否確認や避難状況を調査します。

(2) 避難について

- 家屋が倒壊するなど、家庭での避難生活（在宅避難）ができない場合は、非常持ち出し品を持って、災害時避難所へ向かいましょう。
- 在宅避難が可能な場合は、家に留まりましょう。

2 共助（地域の災害応急対策活動）

自身や家族が無事なら、次は地域みなさんと共に助け合います。

(1) 避難行動

隣近所の安否確認や避難の呼び掛けなど、地域全体で避難行動を行います。



- 隣近所の安否確認
- 避難の呼び掛け

(2) 避難所の開設・運営

小学校や中学校で地域住民や避難者、区役所が協力し合いながら、避難所を開設・運営します。

- 避難所の安全確認
- 避難者数の把握
- お年寄りや体の不自由な方への配慮
- トイレの確保

(3) 地域の防犯活動

大規模な災害が起きると、犯罪も起きる可能性があります。戸締り徹底の周知や地域の巡回活動などの防犯活動を行います。



- 防犯に関する広報
- 巡視活動

(4) 避難所の開設

職員を避難所施設に派遣させ、避難所の開設を行います。

(5) 救援物資の確保

市災害対策本部へ避難者に対する必要な救援物資を要請します。



第2節 通信機器等の確保

～災害時、確実な通信・情報の確保～

1 計画の目的

区役所、防災関係機関、地域の3者間で、どのような場合にでも相互に情報連絡が出来るよう、平常時から通信機器、連絡網を整備します。

また、非常時に相互の情報連絡が円滑に実施できるよう、平常時から通信機器操作訓練や情報伝達訓練を通じて、情報連絡体制の構築と情報連絡方法の習熟を図ります。

いち早く災害情報の入手が可能になるように、各自で携帯電話等の緊急地震速報の受信設定や家族や知人とでの非常時の連絡手段を確保します。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）																					
<p>1 区役所との通信方法の確認 MCA無線が配備されている地域では、災害時に区役所との通信方法を確立しましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> MCA無線の保管場所の確認 <input type="checkbox"/> 区役所のMCA無線番号の確認 <input type="checkbox"/> MCA無線の操作方法の確認 <input type="checkbox"/> MCA無線交信訓練の実施 <p>2 災害情報の入手方法の確認 いち早く災害情報が入手できる方法を確保しましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話をおおさか防災ネットの「防災情報メール」に登録 <input type="checkbox"/> 携帯電話に緊急速報「エリアメール」に登録 <input type="checkbox"/> 携帯電話に緊急地震速報の受信登録 <p>3 非常時の連絡方法の確認 電話が使えない場合に備えて、家族や知人との連絡方法を確保できるようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル171の確認 <input type="checkbox"/> 災害伝言板の確認 	<p>1 通信機器の確保 停電や電話回線の不通に備えて、区役所、防災関係機関、地域に無線を配備します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 区役所</td> <td style="width: 40%;">MCA無線</td> <td style="width: 30%;">5台</td> </tr> <tr> <td>(2) 保健福祉センター</td> <td>MCA無線</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>(3) 市災害対策本部</td> <td>MCA無線</td> <td>26台</td> </tr> <tr> <td>(4) 淀川消防署</td> <td>MCA無線</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(5) 淀川警察署</td> <td>MCA無線</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(6) 淀川区医師会</td> <td>MCA無線</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>(7) 地域</td> <td>MCA無線</td> <td>27台</td> </tr> </table> <p>2 情報連絡体制の構築 情報伝達訓練等を通じて、防災関係機関や地域との情報連絡体制を構築します。</p> <p>3 情報伝達体制の整備 区内一斉に災害情報が伝達を実施するため、災害時に避難者が集まる小学校等に、同報系無線（防災無線）を配備します。</p>	(1) 区役所	MCA無線	5台	(2) 保健福祉センター	MCA無線	2台	(3) 市災害対策本部	MCA無線	26台	(4) 淀川消防署	MCA無線	1台	(5) 淀川警察署	MCA無線	1台	(6) 淀川区医師会	MCA無線	1台	(7) 地域	MCA無線	27台
(1) 区役所	MCA無線	5台																				
(2) 保健福祉センター	MCA無線	2台																				
(3) 市災害対策本部	MCA無線	26台																				
(4) 淀川消防署	MCA無線	1台																				
(5) 淀川警察署	MCA無線	1台																				
(6) 淀川区医師会	MCA無線	1台																				
(7) 地域	MCA無線	27台																				

区民の災害応急対策活動（自助・共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>1 災害情報の確認 テレビや携帯電話、パソコンで緊急地震速報、防災情報メール、エリアメール等の災害情報を確認します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> テレビ、携帯電話等で緊急地震速報の内容を確認 <input type="checkbox"/> おおさか防災ネットの防災情報メール内容の確認 <input type="checkbox"/> エリアメールの内容の確認 <p>2 家族、知人と連絡 災害伝言ダイヤル171や災害用伝言板等で家族、知人の安否の確認や今後の行動等について連絡し合います。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル171に伝言登録 <input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤル171の伝言再生 <input type="checkbox"/> 災害用伝言板に伝言登録 <input type="checkbox"/> 災害用伝言板の伝言内容の確認 <input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤルや災害用伝言板を使ってみる 毎月1日と15日・正月三が日・防災週間（8月30日～9月5日）・防災とボランティア週間（1月15日～21日）の間は、どなたでも体験利用できます。 <p>3 被害情報の報告 地域で把握している被害状況や避難所の状況をMCA無線で区役所に報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の被害状況の確認、集約 <input type="checkbox"/> 避難所の状況の確認、集約 <input type="checkbox"/> MCA無線で区役所に状況報告 	<p>1 通信機器の使用可否の確認 MCA無線が使用可能か確認します。</p> <p>2 被害状況の照会 MCA無線を使用して、防災関係機関や地域に対して被害状況等の照会をかけます。</p> <p>3 緊急連絡 緊急を要する事案等はMCA無線を使用して防災関係機関や地域に連絡します。また、避難者に対しては同報系無線（防災行政無線）を使用して区内一斉に広報します。</p> <p>4 定期連絡 MCA無線で定期的に防災関係機関や地域と情報連絡を行います。</p>

第3節 初期消火体制の確立

～火災に強いまちづくり・被害軽減～

1 計画の目的

消火器や防火バケツを各家庭や地域で設置し、火災に強いまちづくりを進めます。

防火訓練等を通じて消防署と連携して、火災発生時に誰もが初期消火活動に参加する地域の防災意識の向上と初期消火の実行力を高めます。

初期消火活動を率先して行う自主防災組織の形成を支援し、地域の初期消火体制の確立を進めます。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 消火器・防火バケツの設置 各家庭や地域で消火器や防火バケツを設置しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 家庭での消火器の設置<input type="checkbox"/> 地域での消火器の設置<input type="checkbox"/> 家庭での防火バケツの設置<input type="checkbox"/> 地域での防火バケツの設置 <p>2 地域の消火資機材の確認 地域のどこに消火資機材が保管されているか、防災マップや実際にまちを歩いて確認しましょう。</p>  <p><input type="checkbox"/> 消火器の設置場所の確認 <input type="checkbox"/> 可搬式ポンプの保管場所の確認</p> <p>3 自主防災組織の形成 地域で防火訓練や防災学習会などを開催し、区民の防火、防災意識の向上を図り、非常時には率先して初期消火や災害対策を実施する自主防災組織を形成しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 地域で自主防災組織が形成<input type="checkbox"/> 地域で災害時の役割等の決定	<p>1 防火対策の啓発 淀川消防署と連携し、各家庭や地域で消火器や防火バケツの設置を啓発します。</p> <p>2 消火器具操作の習熟 淀川消防署と連携し、防火訓練等を通じて、区民の消火器や可搬式ポンプ等の操作方法の習熟と防災意識の向上を図ります。</p> <p>3 自主防災組織の支援 地域における自主防災組織が形成されるよう支援します。</p> <p>4 防災マップの作成 可搬式ポンプの設置場所等を記載した防災マップを作成し、区民に消火資機材等の設置場所を周知します。</p>

4 防火訓練・防災学習会の開催

地域で防火訓練や防災学習会等の取組みを行いましょう。



- 防火訓練の実施
- 防災学習会の実施

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）

1 火災予防

災害発生後、火災の二次災害の発生を防ぐため、次の行動を行います。

- ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす

2 初期消火活動

万が一、火災が発生した場合、または、火災を発見した場合は、直ちに次の初期消火活動を行います。



- 「火事だーっ！」と大きな声で周辺に火災が発生していることを知らせます。
- 電話が使用可能な場合は119番に電話します。
- 周辺の住民に初期消火を呼びかけます。
- 周辺の消火器や防火バケツ、可搬式ポンプで初期消火を行います。
- 火が天井まであがったら、自力での消火は困難なので避難します。
- 火災現場内に住民が取り残されていないか確認します。

区役所の災害応急対策活動（公助）

1 火災発生状況の把握

MCA無線等で防災関係機関や地域に対して火災発生状況等の被害状況の照会を行います。また、職員を現地派遣させ、火災発生状況等の被害状況を把握します。

(1) 被害情報の収集

MCA無線等で被害情報を収集、整理します。

(2) 被害状況の調査

職員を現地派遣させ、被害状況を調査します。

2 淀川消防署と情報共有

火災発生情報が入れば、直ちに淀川消防署と情報連絡を行い、消火出動要請を行います。

第4節 災害時医療情報の確保

～迅速な医療活動・二次対応への継続～

1 計画の目的

自身の生命維持に必要な医療内容や必要医薬品等の情報を迅速に医療機関に提供できるよう、平常時から緊急連絡カード等に必要な医療等の情報を記入しておき、常時携帯するようにします。

地域で防災学習会等を開催し、緊急連絡カードの必要性を啓発します。

非常時には、医療支援を要する被災者に対して、緊急連絡カード等の内容をもとに、災害拠点病院へ緊急搬送等の二次対応を行います。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）

1 緊急連絡カードの作成

自身に必要な医療内容や医薬品等が確認できる緊急連絡カード等を作成しましょう。

- 緊急連絡カードの作成
- 必要な医療内容の記載
- 必要な医薬品の記載
- かかりつけ病院の記載

2 緊急連絡カードの携帯

常時、緊急連絡カードを携帯しましょう。



- 財布・カバン等に緊急連絡カードを入れ、携帯

3 非常持ち出し品の準備

非常持ち出し品を準備し、緊急連絡カードも非常持ち出し品の中に入れておきましょう。

非常持ち出し品はリュックサックなどに入れ、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

- 非常持ち出し品の準備
- 緊急連絡カードの準備

区役所の平常時の取組み（公助）

1 緊急連絡カードの啓発

防災学習会等を開催し、緊急連絡カードの必要性を啓発します。

緊急連絡カード	
住所	----- TEL -----
氏名	-----
避難所	-----
家族がはなれはなれたとき	おちあう場所
かかりつけの病院	連絡先
	----- TEL -----

2 災害時医療体制の構築

淀川区医師会・淀川区歯科医師会・淀川区薬剤師会と連携し、災害時の迅速な医療体制を構築します。

区民の災害応急対策活動（自助・共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>1 緊急連絡カードの持ち出し 非常持ち出し袋等と一緒に緊急連絡カードを持って避難します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 非常持ち出し袋の持ち出し <input type="checkbox"/> 緊急連絡カードの持ち出し <p>2 必要な医療、医薬品情報の発信 避難所施設等で自身に必要な医療や医薬品等の情報を区役所の職員や避難所運営組織のメンバーに知らせます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所施設等で必要な医療、医薬品情報を伝える <input type="checkbox"/> 緊急連絡カードを提出 	<p>1 救護所の設置 避難所施設等に医師等を派遣し、救護所を設置します。</p> <p>2 災害拠点病院等の状況確認 緊急医療を要する方の受入可能な病院の状況を確認します。</p> <p>3 治療優先度の決定（トリアージ） 医師により、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定します。</p>  <p>4 緊急搬送 緊急医療を要する方を受入可能な病院へ緊急搬送します。</p>

第5節 避難所における管理運営体制の確立

～地域住民による自主運営～

1 計画の目的

避難所の開設から運営まで、混乱なく秩序ある運営を行うため、平常時から避難所開設・運営訓練を通じて、避難所開設・運営方法を習熟し、地域が主体となる運営組織を形成します。

また、避難所を開設する学校等の施設との連携も深め、地域、区役所、避難所施設の3者が協力し円滑な避難所開設・運営が進められるよう相互協力体制を構築します。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 地域の避難所施設の確認 地域の避難所施設を確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 避難所施設の場所<input type="checkbox"/> 避難所施設までの安全な避難経路<input type="checkbox"/> 避難所施設の鍵の保管者<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫の場所 <p>2 避難所開設・運営訓練の実施 地域の避難所施設で（定期的に）避難所開設・運営訓練を行いましょ。</p> <p>それでは防災訓練を行ないます！</p>  <p>3 避難所運営方法の確立 地域の避難所施設での避難所開設・運営方法を確立しましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 避難所の運営組織を形成し、役割分担を決定<input type="checkbox"/> 避難所のルールの作成<input type="checkbox"/> 避難所施設の配置図の作成	<p>1 避難所施設の鍵の保管 夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、区役所と地域で避難所施設の鍵を保管します。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 区役所 各避難所施設の鍵 1セット (門の鍵・講堂の鍵・備蓄倉庫の鍵・シャッターの鍵等)(2) 地域 地域内の避難所施設の鍵 (門の鍵・講堂の鍵・備蓄倉庫の鍵・シャッターの鍵等) <p>2 非常時の連絡体制の構築 夜間や休日に災害が発生した場合の避難所施設の管理者と連絡体制を構築します。</p> <p>3 避難所開設・運営物品の保管 避難所開設・運営に必要な物品を避難所施設の備蓄倉庫に保管します。</p> <p>4 避難所開設・運営訓練実施の支援 地域の避難所開設・運営についてのワークショップや学習会等を開催し、避難所の運営方法や運営組織の形成に向けた支援を行います。また、避難所施設管理者にも訓練参加を働きかけ、地域、区役所、避難所施設3者の相互協力体制を構築します。</p> <p>5 各避難所施設担当職員の選任 各避難所施設に担当職員を選任し、災害発生時は直ちに各避難施設に派遣できる体制を整えます。</p>

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）

1 避難所施設の安全確認

避難所施設が安全かどうか確認します。

- 建物損壊状況の確認
- 火災発生状況の確認

2 避難所施設の鍵の開錠

避難所施設の避難所開設に必要な部屋等の鍵を開錠し、避難所を開設します。

- 正門（通用門）の鍵を開錠
- 講堂（体育館）の鍵を開錠
- 備蓄倉庫の鍵を開錠
- 福祉避難室用の教室等の鍵を開錠

3 避難所の運営

避難所の運営を行うために、避難所運営委員会（P2 参照）を組織し、地域が主体となって避難所を運営します。

4 避難者の把握

避難所施設に避難している避難者の名簿等を作成し、誰が避難しているのか把握します。

- 避難者受付を設置
- 避難者受付で住所、氏名等を収集
- 避難者名簿作成

5 福祉避難室の設置

1 階の教室等に、お年寄りや体の不自由な方の生活支援を行う福祉避難室を確保します。



6 情報掲示

災害情報や避難者情報、避難所生活でのルール等を掲示し、多くの避難者に広報します。



7 救援物資の配給

区役所職員、避難所施設管理者と協力しながら、市災害対策本部等から届けられる救援物資等を被災者に対して配給します。

* 救援物資の配給対象者は、被災者全員です。

区役所の災害応急対策活動（公助）

1 避難所施設と連絡調整

避難所開設に向けた避難所施設の管理者と連絡調整を行います。

2 避難所施設担当者の派遣

各避難所施設に担当職員を派遣し、避難所施設管理者、避難所の運営組織と協力しながら避難所の開設・運営の支援を行います。

* 避難所の運営主体は地域の皆さんです。避難所ではみんなが被災者です。平常時から協力して助け合える関係を築きましょう。

3 救援物資の調整・調達

各避難所施設の担当職員と連絡を取り合い、避難所運営に必要な生活物品や食糧品等の救援物資を集約し、市災害対策本部に要請します。

* 市災害対策本部からの救援物資は原則、避難所に直接届けられます。

* 救援物資の支給対象者は、被災者全員です。



第6節 避難行動要支援者の把握等と支援ボランティアの体制整備

～要支援者一人ひとりと支援者がつながる～

1 計画の目的

大規模な災害が発生した場合、消防や警察等による支援体制（公助）が整うまでには一定の時間を要するため、自らの命は自らで守り、支援が必要な方に対しては、地域で助け合う地域防災活動が重要であり、また、避難行動要支援者の避難支援対策を行うには、要支援者自身や家族による自助、隣人や友人など地域で助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要となっています。

このように自助、共助、公助のそれぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にすることで、災害時に支援を要する方々の安全な避難とその後の円滑な復旧に資することを目的としています。

2 避難行動要支援者とは

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する方）のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

3 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 災害に関する危機意識を持って、自己の安全を確保する</p> <p>2 災害発生時に自身及び家族で適切な避難行動を行えるよう努める</p> <p>3 隣近所で助け合える関係を築く 普段から隣近所の人たちと面識を深めあい、助け合える関係を築いておきましょう。</p>  <p>こんにちは！ 今日も元気？</p> <ul style="list-style-type: none">□ 隣近所の方の名前や家族を知る□ 隣近所の方と普段からあいさつや会話をする□ 隣近所の方々に、自分や家族だけでは避難が困難なことを知ってもらう□ 隣近所で、家族や自分で避難が困難な方がいることを知る <p>4 避難行動要支援者名簿の把握 地域で避難行動要支援者（自分や家族だけでは避難が困難な方）を把握しましょう。</p>	<p>1 避難行動要支援者名簿の作成 非常時に自分や家族だけでは避難が困難な方の名簿を作成します。</p> <p>2 福祉施設と協定締結 福祉施設と非常時の避難行動要支援者の二次避難施設（福祉避難所）として受入及び支援体制を確立する協定締結を行います。</p> <p>3 支援ボランティア団体の形成の支援 地域における避難行動要支援者の支援団体（自主防災組織）形成に向けた、防災訓練実施や学習会開催等の支援を行います。</p>  <p>私も参加します！</p>

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 避難行動要支援者マップの作成

5 避難行動要支援者の支援体制

地域で避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を行う支援体制を確立しましょう。

- 支援ボランティア団体（自主防災組織）の形成
- 地域で避難行動要支援者の安否確認担当等の役割を決める
- 普段から隣近所で助け合える体制を築く



3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）

1 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者マップをもとに避難行動要支援者の安否確認を行います。

- 隣近所で安否確認
- 避難行動要支援者名簿をもとに安否確認
- 避難行動要支援者マップをもとに安否確認
- 避難所で避難行動要支援者名簿をもとに安否確認

2 避難支援

自分や家族で避難出来ない方がいれば、周辺の人たちに声を掛け合い、みんなで支援しながら避難します。

- 車椅子や担架等の避難支援に必要な物品を探す
- 周辺の人たちに避難支援の協力を依頼する
- 玄関先等に避難先等を記入したメモ等を貼り出す

3 生活支援

避難所に避難している避難行動要支援者を福祉避難室に案内し、そこで生活支援を行います。また、特別な支援が必要な避難行動要支援者は福祉避難所に二次避難します。



- 特別な支援が必要な避難行動要支援者の把握
- 福祉避難所に二次避難
- 避難行動要支援者一人ひとりに合わせた支援

区役所の災害応急対策活動（公助）

1 避難行動要支援者の安否確認

職員を避難所と現地に派遣し、避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者の安否確認を行います。



2 災害ボランティア活動支援センターの開設

災害ボランティア活動支援センターを開設し、避難行動要支援者のニーズを基に、避難行動要支援者の生活支援にボランティアを派遣します。

3 福祉避難所の開設

福祉施設で福祉避難所を開設し、避難所に避難している避難行動要支援者を福祉避難所に二次避難させます。

第7節 津波発生時の避難対策

～自身が逃げることで多くの人が救われる～

1 計画の目的

津波が発生した場合、周辺住民が直ちに近くの頑丈な建物の3階以上に避難できるよう、津波避難ビルを指定するなど津波避難場所を確保します。

誰かが率先して避難行動を行うことで、まわりの人たちも続いて避難行動を行うことから、率先避難者の育成を行います。

いざという時に落ち着いて安全に避難できるように、各地域で津波避難訓練を実施します。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 浸水想定の確認 ハザードマップで自分の住む地域の津波や水害時の浸水想定区域、浸水の深さを確認しましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 浸水エリア<input type="checkbox"/> 浸水の深さ <p>2 津波避難ビルの確認 ハザードマップや実際にまちを歩いて、どこに津波避難ビルがあるか確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ハザードマップで津波避難ビルの確認<input type="checkbox"/> 自分が避難する津波避難ビルの確認 <p>3 地域で津波避難場所の指定 地域で近隣の高層建物の所有者や住民と話し合い、津波や水害時に一時的に高層建物に避難できるようにしましょう。</p>  <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 自宅周辺に津波避難ビルがあるか確認<input type="checkbox"/> 津波避難ビルまでの避難経路の確認	<p>1 津波避難ビルの指定 津波の襲来が西側（海側）から始まることから、区内西側の地域の3階以上の堅牢な建物から順次津波避難ビルに指定していきます。</p> <p>2 ハザードマップの作成 津波浸水想定や水害浸水想定を更新し、津波避難ビル等を新たに記載したハザードマップを作成します。</p> <p>3 災害時避難所への誘導表示 区内の掲示板や避難所周辺の電信柱に災害時避難所への誘導表示を掲示します。</p> <p>4 海拔の表示 区内の掲示板や公共施設・民間施設等に現在地の海拔を表示します。</p> <p>5 率先避難者の育成 津波避難訓練の開催や防災学習を通じて、率先避難者の重要性とその意義を啓発し、地域住民の率先避難者を育成していきます。</p> <p>6 区災害対策本部の津波対策体制の構築 津波発生時に、区民の高層階（3階以上）への避難誘導に重点をおいた区災害対策本部の津波対策体制を構築します。</p> <p>7 津波避難訓練の実施 津波や水害が発生した場合に、落ち着いて安全に避難するための訓練を実施します。</p>

<p>4 津波避難訓練の実施 津波や水害が発生した場合、自宅からどこに、どのようにして避難するのか、津波避難訓練や防災学習会を通じて確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難方法の確認 <input type="checkbox"/> 避難先の確認 <p>5 率先避難者の啓発 地域住民（あなた自身）が率先して避難行動をとる、率先避難者の意識（自覚）を持ちましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 率先避難者として災害が発生したら直ちに避難行動をおこない、地域住民を牽引して避難する。 	
--	--

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>1 津波情報の収集 テレビやラジオ、携帯電話、スマートフォン、同報系無線（防災行政無線）から津波情報を収集します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> テレビで津波情報を確認 <input type="checkbox"/> ラジオで津波情報を確認 <input type="checkbox"/> 同報系無線（防災行政無線）で津波情報を確認 <p>2 率先避難（避難呼び掛け） 率先して避難行動を行い、周辺住民に避難を呼び掛けながら津波避難ビル等へ避難します。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺住民に避難を呼び掛け <input type="checkbox"/> 近くの津波避難ビル等へ避難 (浸水想定区域外への避難も検討) <p>3 避難所施設へ二次避難 津波警報が解除されてから、浸水被害の無い避難施設へ二次避難します。 *避難所の運営については、第5節「避難所における管理運営体制の確立」を参照。</p>	<p>1 津波情報の収集 テレビやラジオ、大阪市災害対策本部から津波情報を収集します。</p> <p>2 津波情報の広報 津波警報が発令された場合、同報系無線（防災行政無線）を通じて津波情報を広報します。</p> <p>3 避難誘導 津波警報が発令された場合、職員を各地域に派遣し、津波情報の広報と地域住民を津波避難ビル等へ避難誘導します。</p>  <p>4 避難所施設担当者の派遣 浸水被害の無い避難所施設に担当職員を派遣し、避難所施設管理者、避難所の運営組織と協力しながら避難所の開設・運営の支援を行います。</p> <p>*避難所の運営主体は地域の皆さんです。避難所ではみんなが被災者です。平常時から協力して助け合える関係を築きましょう。</p>

